

平成 22 年 第 3 回

菊陽町議会 8 月臨時会会議録

平成 22 年 8 月 17 日

熊本県菊陽町議会

第3回菊陽町議会8月臨時会会議録

平成22年8月17日（火）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成22年第3回菊陽町議会8月臨時会)

平成22年8月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第29号から議案第31号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第29号 工事請負契約の締結について（菊陽町役場庁舎耐震補強外改修工事）

日程第7 議案第30号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の変更（変更第2回）
について

日程第8 議案第31号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

教育委員長 三島誠一君

教 育 長 赤峰洋次君

教育次長 水上孝親君

総務部長 大川育男君

福祉生活部長 眞鍋清也君

産業建設部長 服部貞夫君

会計管理者兼
会計課長 吉岡典次君

総務課長 阪本修一君

財政課長 實取初雄君

建設課長 松村孝雄君

都市計画課長 坂本恭一君

総務課長補佐 服部 誠也 君
兼庶務法制係長
生涯学習課長 佐藤 清孝 君

学務課長 松本 洋昭 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本 健治 君
書 記 山川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） 改めましておはようございます。

それでは、ただいまから平成22年第3回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番岩下和高君、7番佐藤竜巳君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとする  
ことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

次に、今回受理しました陳情は議案に関係がありますので、別紙のとおり配付いたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第29号から議案第31号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出議案第29号から議案第31号までを一括して議題といた  
します。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説
明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成22年第3回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、ご多用の中、また大変暑い中にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、議員の皆様もご承知のように、宮崎県で発生しました家畜伝染病の口蹄疫につきましては、本町でも菊陽町家畜伝染病等防疫対策本部を設置いたしまして、関係機関と連携を図りながら防疫対策を図ってきたところでございます。宮崎県では7月27日午前0時に搬出制限区域を解除されるとともに、非常事態宣言も全面解除されました。これを受けて、熊本県も7月末で対策本部を解散されましたが、本町では8月27日に予定されております終息宣言まで庁舎等の防疫体制を継続しているところであります。また、口蹄疫発生により家畜市場が閉鎖されて、子牛を出荷することができませんでしたが、7月12日に約3カ月ぶりに家畜市場が再開されました。それで、通常の出荷時期を過ぎてから競りに出された子牛を対象にした支援等を9月補正予算等をお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、本議会に提案します議案の提案理由を申し上げます。

議案第29号は、菊陽町役場庁舎耐震補強外改修工事の請負契約の締結についてであります。

平成20年度の耐震診断結果を受け、平成21年度に行いました実施設計に基づき、菊陽町役場庁舎本館の耐震補強、外壁の補修、防水対策、障がい者用駐車場の整備などを行うものでございます。

議案第30号は、仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の変更（変更第2回）についてであります。

本委託工事は、平成21年度からJRに委託し、工事を進めております仮称津久礼跨線橋架設工事でございます。平成22年度の実施協定につきましては、平成22年3月の定例会で協定締結の議決をいただき、平成21年度から引き続き跨線橋の架設工事を施工してまいりましたが、このたび跨線橋の架設工事が完了し、委託工事費の精算を行いましたところ、協定額の変更が生じたので、実施協定の変更をお願いするものでございます。

議案第31号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

菊陽中部小学校の耐震対策、教育環境の改善のための建設に必要な経費について急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,002万円と定めるものであります。

歳出予算において、菊陽中部小学校の耐震化対策等のための建設に向けて、周辺土地の購入費を計上しております。また、債務負担行為として、菊陽中部小学校仮設校舎及び学童保育仮設施設の借り上げ料の限度額を定めるものでございます。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますので、慎重にご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に

ご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第29号 工事請負契約の締結について（菊陽町役場庁舎耐震補強外改修工事）

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第29号工事請負契約の締結についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

議案第29号の工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

菊陽町役場庁舎耐震補強外改修工事の請負契約を締結することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容でございますが、契約の目的は菊陽町役場庁舎耐震補強外改修工事。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は、1億1,470万2,000円。工期は資料にありませんが、平成23年2月28日まで。契約の相手方は、熊本県熊本市黒髪3丁目6番21号、株式会社建吉組、代表取締役笹原健嗣でございます。

なお、役場庁舎本館は昭和53年度に建築しておりますが、町長の提案理由にありましたように、平成20年度に耐震診断を行いましたところ、東西の方向でのI s値が低く、耐震性能が不足しておりますことから、平成21年度において実施設計を行いました。完成しましたので、平成22年度の当初予算に計上しておりました本工事につきまして、今回請負契約の締結をしようとするものでございます。

工事の内容につきましては、参考資料をつけておりますので、ごらんください。

1ページに、菊陽町役場庁舎耐震補強外改修工事の概要を一覧としております。

まず、耐震補強工事の主なものとしたしましては、外フレーム設置工事としておりますが、これは庁舎本館の南東側が施工場所になりますが、既存フレームから約1.7メートルの位置に基礎として交換ぐいを建て込み、その上に外フレームとしてプレストレストコンクリート柱を建て込み、張りをもって既存フレーム等を結節することにより施工するものでございます。これが今回の主な工事でございます。また、関連で議会議場の屋根につきましては、補強のための鋼材を設置いたしますし、また電算室及び防災無線室のガラスを耐震対策として取りかえるものでございます。

次に、外壁面劣化補修工事は外壁の浮き、ひび割れ、欠損等を補修するものでございます。

最後に、その他の工事としておりますが、障がい者用駐車場の整備工事、これは健康・保険課前の障がい者用駐車場から玄関までの段差を解消いたしますために、屋根及びスロープの整備工事などを施工するものでございます。

次のページ以降は、工事箇所の平面図等をおつけしておりますが、2ページは1階の平面図で、横開きで見ていただいて右下の南東側において丸を囲んでおりますけれども、2階にかけて耐震補強工事を行うこととしております。また、南側、下のほうの真ん中からやや左寄りの南側中央西寄りの障がい者用駐車場につきましては、屋根を取りつけ、新たにスロープを設置いたすこととしております。

3ページは、2階の平面図でございますが、右上、庁議室外のテラスの防水改修工事等を施工することとしております。

次の4ページは、3階の平面図でございますが、下の図で右のほう、2階から3階にかけての屋根の防水改修工事を行いますとともに、左手のほうの議場の屋根の周りをH形鋼により補強するものでございます。

次の5ページは、上が東側、または下が南側から見た立面図でございますが、耐震補強のための外フレームでの補強、上の図でございますと左手のほうになりますけれども、現在の庁舎の外にフレームをつけて補強する形、下の図でございますと右のほうの、コメントで耐震補強とメモしておりますけれども、その部分で補強を行うものでございます。

以上、工事の概要についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 指名業者につきましては、最後のページに指名入札業者一覧をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定により、去る7月21日に指名審査会を開きまして、9社を選定いたしました。また、去る8月5日に指名競争入札を行いました。結果については資料のとおりでございます。指名した業者名及び税抜きの入札結果を一覧としております。なお、今回の入札では最低制限価格を設けましたが、当該最低制限価格を下回った入札はありませんでした。そこで、9社の入札の中で、最低の価格をもって入札された株式会社建吉組を落札者と決定したものでございます。なお、税込みでございますが、予定価格1億2,103万円に対しまして、落札価格が1億1,470万2,000円でございますので、落札率は94.77%という結果でございました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一番最後の指名入札業者一覧を見ますと、9社の指名があるんですが、1社だけが菊陽の町内業者さんと。あとは全部熊本市内の業者さんということですが、今までも何回か言うたと思うんですが、菊池郡市というふうなところでは指名に参加されるような業

者さんはおられないのか、町長にお尋ねいたします。そこまで確認をされてるかどうか。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 町長にということでございますが、指名審査会の事務局を行っている財政課といたしまして、私のほうからお答えしたいと思います。

ただいまの菊池郡市ということでございましたが、今回の指名審査会での議論といたしましては、基本的には何回も申し上げておりますけれども、財務規則で定めております5社以上の10社をめどとして選定いたしますが、また経営事項審査結果における今回は建築一式工事の部分でチェックをかけております。

次に、今回の場合には1億2,000万円という高額な工事でもありますことから、平均完工高がある一定、1億2,000万円以上の施工業者さんの部分でチェックをかけていっているところがございます。ただし、議員も申し上げられましたように、町内業者さんの育成というのは町長のほうの基本的な姿勢で取り組まれております部分でございますので、町内に本店を有される業者さん1社、それから町内に営業所を有する業者さん1社、この2社に加えて県内からの建築工事を主たる業種とする業者さんの中から、これは熊本県の平成21年度経営事項審査結果に基づきます最近年の平均完工高順位の上位の業者さんから7社選定いたしましたということでございます。結果として、今申し上げられましたような部分での業者さんは、その中に入っておられないということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、財政課長のほうから答弁があったんですが、やっぱり地元育成というなら、その辺のところを考えていかないと、これ熊本市の住所の方々を幾ら指名されても、菊陽町の業者さんが熊本市の入札に参加されることはないということは、町長十分ご存じだと思います。そういうことを考えれば、地元の業者さん、菊池郡市というのはやっぱりこれは大事にしていかないと、菊陽で仕事がなくなったとき菊陽の業者さんというのは、やっぱりそういう広がりを持っておらないと、町長自身がその辺を考えておられないと、全くあとのつながりといえますか、行政が地元業者さんをどんどんどんどん締めつけてるような状況にしか私には映りません。ずっと以前からそういうことは言うと思うんですが、後藤町長、今後はその辺の業者の指名選定に関してどういうふうに考えていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この指名業者につきましては、指名審査会のほうでいろいろこの選定されておるところであります。ただいま吉本議員が言われた件につきましては、十分その辺のところは今後の中で生かすような、また見直すようなところも必要かと思っておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 議案第29号工事請負契約の締結について質問いたします。

6月の定例議会において、私の一般質問の中で町発注建設工事において町内下請企業の育成分野について質問をしたわけでありますけれども、そのときの町長の答弁で、町工事を受注した企業に町内業者の利用をするよう徹底した指導をすることにより育成につなげたいというふう  
に答弁されましたけれども、今回どのように指導されたのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 町長にということでございましたけれども、事務的な担当をしております財政課長であります私のほうから答弁させていただきます。不足する点があれば、町長に補  
足いただくこともあろうかと思えます。

ただいま質問がありました下請の関係でございますけれども、これは一般質問の中でも非常に  
難しい部分であるとの答弁は差し上げたところでございます。すなわち、基本的に町が契約い  
たしますのは、元請業者さんとのみでございます。元請業者さんと下請業者さんとの関係は、  
その元請さんと下請さんの関係のみでございますので、町と下請での関係というのは契約上は  
全く発生しない状況の中で、いかにして福島議員がおっしゃるように地元業者の方を、元請も  
しかりですけれども、できない場合であっても、下請で町内業者を利用いただくという流れがあ  
りますと、町内業者さんの育成も図れるし、地域の経済の振興、発展にも当然寄与していくと  
いうことでございます。そういうことでございますし、町長のほうでその辺非常に悩まれて進  
めてこられた部分でございますけれども、今回8月5日の入札におきまして、これは今までは発  
注課により口頭での下請業者については、利用される際にはぜひとも町内業者を利用いただき  
たいというようなことでの口頭でのお願いにとどめておりましたが、今回の指名競争入札にお  
きましては、指名通知と同時に、町からのお願い文を入れまして、その中で町内の業者さん一  
覧を添付いたしまして、町内業者をお使いいただくようお願いいたしますとの文書をおつけした  
ところでございます。

したがいまして、福島議員がおっしゃった徹底するという部分については、当面試行的な部  
分になる部分もあろうかと思えますけれども、そのような流れの中で進めまして、入札制度につ  
いてはなかなか決まった方向がない分野でもございますので、必要に応じて見直しながら、な  
るべく町内業者さんが働く場所が確保されるように、いろいろと試行錯誤していきたいという  
ふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 入札指名通知時に文書においてお願いしたということですね。過去、今ま  
でに比べますと一歩進んだということで、それはそれで評価をしたいと思えます。

ところで、現在現場説明会はほとんどされないのが通例で、設計図書配付によってそれにか  
えるということかと思えますけれども、本日の臨時議会において本件が可決されますと本契約と  
いうふうになっていくかと思えますが、その折再度指導をお願いしたいと。口頭でもいいです

から、再度強い要望をしていただきたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その点につきましては文書でも出しておりますので、再度本契約に至るときにはまたそういう口頭での要請になりますけども、話は十分したいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第29号工事請負契約の締結について質問いたします。

先ほどちょっと聞き漏らしましたので、再度お知らせいただきたいんですが、審査会の開催期日ですね。それから、指名通知日、入札日、それからこれはもう言われませんでしたけど、竣工の時期は平成23年2月28日ですが、着工はいつになりますでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご質問がありました件でございますけども、まず指名審査会の日にございますけども、先ほど申し上げましたように7月21日ということでございます。それから、指名通知につきましては手元に持ってきておりませんが、入札が8月5日でございます。それと、着工が9月1日から、先ほども後ろのほうを申し上げましたけども、2月28日ということでございます。また、指名通知につきましては7月28日に閲覧開始としておりますので、その日であろうと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 私も地元の企業の育成ということで再三一般質問などを通してお話を伺っておりまして、その際は前向きに検討すると、そういうふうな答えでありました。それが今回は文書で出してるということで一歩前進という、先ほどの福島議員との話の中で出てきましたけれども、今度のこの工事案に対して、例えばその防水加工のようなものは単独の事業として、その町内の業者さんにも施工ができる内容ですね。ですから、耐震工事というのはそれなりに大きな企業でないとなかなかできないかもしれませんので、それについては大きな費用に伴った入札という形になると思いますが、その防水みたいなものはある意味何かつけ足しのようなもの、あるいは障がい者の屋根のようなものについても、町内の企業さんでも十分にできる工事内容ですね。ですから、こういうものを一切合財まとめて金額を高くして、そして結果として指名競争入札をしたら、熊本の会社が入札をしたということでは、口では言うけれどもあくまでもその企業さんのほうのその努力目標ということになってしまって、結果的には町内の業者が使われないということでは、思いはするけれども物事は進まないということになると思うんです。僕は一歩進んだかもしれないけれども、ちょっと僕にとっては非常に不満の残る内容です。ですから、こういうことをなぜ一つにまとめてしまったのか。ばらばらにして

町内の業者さんにも仕事が回るということを考えなかったのかどうか、その辺が第1点です。

もう一つは、再三私も質問しておりますけども、総合評価方式ということで、町内の業者さんを使った業者には点数を多く与えて、そしてその業者にまた次の入札のときに有利になるかわりに、町内業者に仕事が回ると。ある意味、行政がその辺のところをきちっと踏まえて、町内の業者さんを育成していかなければ、この町内の中で雇用もふえませんが、その町内業者さんの収入もふえていきません。したがって、この町内の中のいろんな意味での活性化というのは口だけではなかなか進まない。そういうことについて今、今後ともどのように考えていくのか、その2点。

それと、細かい話になりますが、I s 値をはかったら低かったという話があって、具体的な数字が出していただけませんでしたので、そのI s 値をちょっと改めてお尋ねをしたいと、そういうことです。

あともう一つ、4番目ですが、今菊陽町の庁舎っていうのは全体的に手狭ですね。全体的に手狭です。ですから、耐震工事をやるということは、この庁舎を今後向こう10年、20年使っていくっていうことが前提に立っていると思いますが、ある意味その辺のところ、建てかえっていうことも必要だったのではないかとということも考えた上でこの耐震工事にしたという、その検討の経緯などについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） まず、第1点の分割についてできないか、あるいは検討したのかという点でございますけども、今回耐震補強という部分で一つ大きな柱がございます。また、北山議員も申されたように防水工事というのは部分的に屋根部分、あるいはテラス部分等でございますし、駐車場については屋根部分、あるいはスロープ部分、土木、建築あわせた部分で、町内業者さんで施工できる部分等も含まれているというふうに思います。町の今までの工事の発注の仕方ということで申し上げますと、基本的には経費をなるべく下げる、設計金額がなるべく下がる方式が基本として進めてきております。ただし、建築物につきましては、本体と電気設備等については、なるべく町内業者育成の観点も含めて分けて工事の施工をするといった流れも進めてきたつもりでございます。また、下水道工事等におきまして、これは割高になる部分もございますけども、分割して少額にすることによって多くの業者さんに発注機会をふやすといった手法等についても使ってきたところでございます。

今回の耐震補強等の工事につきましても、同様に分ければ分けることは可能であった部分でございます。ただし、それぞれ分けていきますと管理費等がそれぞれにかかってきますので、工事費の部分と、それから工期の部分がございます。今回、臨時議会で申しわけありませんが、急なものでお願いいたしました。なかなか定例会に出すタイミングでの施工を考えますと、工期が年度末ぎりぎりといった部分になる場合もございます。今回臨時議会をお願いしたところでもございますし、工事の施工についても一体的な工事の中でやることによって工事の施工もスムーズに行くという部分も含めまして、今回の部分については耐震がメインの中で

外壁の改修が次の工事の大きなもの、それにあわせて、付随して防水と、付随っていうことではございませんが、外周りの部分で大きな課題を持っておりました障がい者用の駐車場の整備も行うといった流れの中で施工します関係で、どうしても今回は分けることができませんでした。ただし、トイレの1階の改修工事のみにつきましては、なるべく今北山議員も申し上げられましたように、町内業者さんの発注機会が増すようにという部分も含めまして、別途これを21年度にさきに計上させていただいて計画しておいた部分でございますけれども、その部分については分けた発注をしたところでございます。

次に、総合評価方式につきましては、再三北山議員のほうからの一般質問でもありましたし、町のほうといたしましても、これは入札方式が先ほども申しましたように、なかなかどの方式がいいという部分というのは定まらない部分がございます。これは国も県も市町村も同様でございますが、なかなか安定しない制度でございますが、総合評価方式は一つの品質の確保の点、それから町内業者育成という点でも加点をすることによって配慮できる部分、北山議員がおっしゃられたとおりでございます。そういう中で、どの工事についてこの総合評価方式を採用するかという部分でございます。何せ総合評価方式を採用いたしますと、若干の期間が、入札までの期間がかかるというような点、難点等もございまして、昨年度やっと2件の総合評価方式を取り入れた状況でございまして、これは平成22年度におきましてもなるべく何点か絞り込んで総合評価方式を取り入れて、その効果を生かしていきたいというふうには思いますが、今回の案件につきましてはただいまちょっと申しあげましたように、入札までの期間の部分、それから工期の点等も踏まえまして、一般の指名競争入札にとどめたということでございます。

次に、I s 値についてのご質問がありました。これにつきましては、I s 値はすなわち構造判定指標ということでございますけれども、この部分で低いのは東西方向でございます。南東方向についてはほとんど問題ありませんが、東西方向でI s 値が1階が0.49、それから2階が0.48ということでありますので、今回耐震補強を行いまして、1階を0.73まで、それから2階を0.77まで引き上げるよう補強を行っていくということでございます。

最後に、役場庁舎が手狭であるというようなご指摘がございました。確かに、昭和53年当時の菊陽町の人口、あるいは職員数、それから町の財政規模等々を踏まえますと、ただしその後別館等の設置もしております。あるいは、武蔵ヶ丘支所における窓口の稼働が一つポイントがあろうかと思えます。そういう中で、他の市町村に比べるとどうしても若干手狭という部分については担当としても感じているところでございます。ただし、庁舎の建てかえ等について概算で試算していきますと、とてもじゃないけれども今の時点で財政的にそれを建てるというような状況にはなかなか至らない状況がございます。先ほど町長が申しあげられましたように、耐震診断結果によりますと耐震補強で足りるということ、それから金額が先ほど今回の1億2,000万円というのはございますけれども、基本的には耐震が基本部分で半分ぐらいございまして、あと外壁、それから防水、それから障がい者用駐車場等々含めまして総額で1億2,000万

円になるというようなことで、最低限の外周りの改修をさせていただくことによって、役場庁舎は鉄筋コンクリート造でございますので、耐用年数は50年になろうかと思えます。そういう中で、昭和53年から約32年経過しておる状況でございますので、耐用年数から試算してもあと十八年は使える計算がございます中では、今回の耐震補強をすることによって長く使う状況の中で、建てかえってという部分についてはその期間の中で十分検討した上で、別途議論いただく中部小を初め、学校の耐震工事等も控えておりますし、もろもろの課題もあろうかと思っております。どこに予算を配分していくかということであろうかと思えますけれども、耐震補強でできるという判断があれば、それに対応させていただくということをお願いしたものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第29号の工事請負契約の締結について、今議員の皆さん方のいろんな質問を聞いて思ったんですけれども、一番はやはり分離発注をしながら、その地元の業者の育成をどう町長が図っていかれるのかってというのがなかなか見えないのかなというふうに思うんですけれども、やっぱ一番身近なその役場の庁舎であれば、一番その分離発注するのに職員の日も届くし、やりやすいのではないかなと思うんですよね。ほかのいろいろな建物からそういうことをやっていくっていうのは、今まで菊陽町は余りやったことがないんですけれども、これがこの庁舎内であれば一番チャンスではないのかなというふうに、何か皆さんのご意見を聞いて思うんですが、率直に言って今回反対をするということではないんですけれども、その辺は町長、今後どのように考えておられるのかっていう点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、やはりこの分離発注できるものについては、それは分離発注の方式もありますが、もう一つはさっき財政課長が言いましたように、いわゆる経費的なものも、この経費を安く上げるというのも非常に大事な面でありますので、そういう面ありますけれども、分離発注方式については地元でできるものは地元という考えはもう十分持っておりますので、その辺は十分検討させた上、取り組んでいきたいと思えます。

もう一点、いろいろ今言われましたけれども、総合評価方式っていいですか、それもあります。今回いろいろ下請について地元のほうにということをお願いしていきますけれども、結果がどうだったかということも、その辺もきちんと記録をさせながら、今後のことについてもその辺も取り入れていきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） そうであるならば、これからのことなんですけれども、こういうふう

に全体で工事を発注した場合はこれぐらいの予算で、やっぱ分離発注した場合は地元の業者はこういうふうにかかわって、これぐらいの経費がかかるっていうような、どこまでできるかわからないんですけど、やっぱりそういうことをこれから菊陽町はいろいろ工夫してやっていくのが必要ではないかと思っておりますので、ぜひそれは要望しておきます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今、入札状況を見ますと藤島工務店、それから建吉組の差額が56万円ですね、金額にして。このときに考えますに、藤島工務店は我が菊陽町の住所になっておりますね。こういう場合に、私個人的に考えると56万円ぐらいの差額だったら、菊陽町の産業育成のために落札をしてもいいんじゃないかなど。経済効果もちゃんと菊陽町に所得税が入ってくるわけです。しかし、熊本市に落札しても所得税は入ってこないと思います。そういうふうな観点から、いろいろな物事を勘案して落札状況を検討されたらいかがでしょうかと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 町長にということでございますけども、事務的な部分と思われまして、私のほうから答弁させていただきます。

ただいまご質問がありました点につきましては、これは地方自治法、あるいは町が定めております基幹的な部分でございまして、基本的には入札があったものの中から最低の価格で入札のあった者に決定するというのが入札の基本的な部分でございまして、今回の指名競争入札という点で申し上げますと、町内業者であるがゆえにという点で次点の者を落札者とすることはできないものでございます。

ただし、先ほどから議論いただいておりますように、北山議員のほうから総合評価方式というお話をいただきました。これは前々から議論いただいておりますように、総合評価方式をどのような部分で、どのような形で取り組んでいくかという部分はなかなか難しい部分がございます。総合評価方式の中の点数を加点する場合に、北山議員のほうからは町内業者の場合にと、あるいは町内の下請を利用する場合に加点をといった手法があるというようなことで、町のほうも当然考えておる部分でございまして、その部分で総合評価方式を採用しておった場合に、その別途の評価点によってこの入札金額と、その別途の評価点を合わせたところで入れかわるというような方式が総合評価方式ということでございまして、北山議員のほうからはそういう部分で申し上げられたんだというふうに思っております。

なお、総合評価方式の中には施工計画を問うて、施工計画の内容、これは安全面とかいろいろな技術面で作文を書いていただいて、その評価を加点する部分もございまして、その辺が私も事務屋では技術的な部分が高うございまして、なかなか判断が難しい。最終的には、県のほう、審査会のほうに持ち込んで判断いただく部分ではありますけども、そういうことも踏

まえて今後は今芝議員がおっしゃった部分、北山議員がおっしゃった分あわせたところでの総合評価方式というのはどんどん取り入れていく手法だというふうに思っています。

また、先ほど町長が申された中で、私のほうでも説明した中で補足させていただきたい点が1点だけございます。これは先ほど申し上げなかった部分でございますが、JV方式というのは皆さん一般質問の中で何回か議論いただいた部分であろうかと思えます。このJV方式、共同企業体につきましても町のほうでは何回かその方式を採用してまいります。杉並木公園の園路改修工事、あるいはその本体の公園の造成工事、あるいは光の森の多目的グラウンドの仮設、仮の整備についても共同企業体を採用させていただいております。

したがいまして、その総合評価方式と、もう一つ町内業者育成を図る点におきましては、共同企業体を町内企業者を含めて組んでいただいて工事をやっていただく方式もあろうかと思っておりますので、この辺の検討もまだ十分できておらない状況でございますので、この点については来年度以降に入札が予定されております団地等の工事あたりでこの共同企業体あたりの活用が図れるといいのかなということで、今内部では検討しておるところでございます。

いずれにしても、今回の耐震補強工事については耐震がメインで、その中に補強すべき、あるいは改修すべき部分を同時に行う工事といたしました点で、なかなか分離発注まで手が回らなかったのが実情でございます。小林議員の意見も踏まえながら、今後検討していく点と思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 議案第29号工事請負の締結についてお尋ねをしたいと思います。

まず、入札率が物すごく高いということで、これは競争入札ですから仕方がないといえども、例えば建吉組がとっておられるんですけども、菊陽町の藤島さんが1人おられますね。そういうところで、今後こういう場面が出る場合は先ほど課長のお話があったように、共同でやるというような、地元育成の中で共同でやるというような方式をぜひとっていただきたいと。建吉組につきましては今落札されておりますが、菊陽町の業者につきまして建吉組さんのほうに、ぜひ地元の土木なり建築なり使っていただきたいというようなことをぜひお願いをしたいと思います。また、今後につきましても地元育成のためには、ぜひ菊池郡なら菊池郡、熊本市なら熊本市、菊陽町は菊陽町として、例えば5,000万円か1億円なら1億円に対しまして地元を必ず入れるというようなことをぜひお願いをしたいと思います。でないと、いつまでも地元が育たないように思いますので、その辺のところを町長にご所見をお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、この点につきましては地元業者の育成ということで議会の議員さんも一致したところでありますし、私自身もそう思っているところで

あります。いろんなこの手法をとって行く中でこの指名競争入札、この関係でありますけども、そういった点は十分言われるように、今後につきましては検討を担当部局のほうにさせながら、できるだけ地元のほうに仕事に来るように持っていきたいというふうを考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第30号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の変更（変更第2回）について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第30号仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の変更についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第30号仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の変更（変更第2回）についてご説明申し上げます。

本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、平成22年3月25日提出の議案第21号で議決いただきました仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定について変更実施協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定の変更内容についてご説明申し上げます。

協定金額8,710万4,000円を7,085万6,000円に、1,624万8,000円の減額変更を行うものでございます。

本委託工事の仮称津久礼跨線橋新設工事につきましては、昨年7月の臨時議会で議決いただきまして、JR九州に工事の委託を行い、JRが施工業者に発注し、架設工事に着手し施工してきたところでございますが、このたび架設工事が完了し、それに伴いまして委託工事費の精算を行い、委託工事費が確定しましたので、協定変更の締結をするものでございます。

参考資料の1ページ目の予算書をごらんください。

昨年7月、1億2,400万円で協定締結し、その後ベントの基礎の補強、大型クレーンの移動箇所、敷鉄板等の追加により2,200万円の増額とあわせて、協定を平成21年度分と22年度分に分けて、合計1億4,600万円で変更協定を締結したところでございます。平成22年度の実施協定欄の変更第1回で8,710万4,000円とありますが、これはちょっと枠外に書いておりますように、協定金額は変わりませず、内容の変更で平成22年5月24日に変更第1回の協定締結をしているものでございます。跨線橋のけた下のベント設置箇所の復旧を土羽での復旧としていたしましたが、けた下ということであり、日陰となり植生が期待できないため張りブロックに変更したものでございます。そのため、今回は平成22年度の変更第2回となり、変更第1回金額8,710万4,000円を7,085万6,000円としたものでございまして、平成21年度と22年度の合計1億4,600万円を1億2,975万2,000円に変更するものでございます。

今回の減額変更の主な内容についてご説明申し上げます。

軌道整備でベントの設置に伴い軌道修正を計上しておりましたが、軌道に影響がなかったための減額、電化設備の停電回数の減少による減額、落札率による残額の減額、ベント基礎をH鋼ぐいとしたため基礎コンクリート、それに伴います型枠、またそのコンクリートの今度は撤去の処分費等が不用になったことでの減額、ベント基礎のH鋼ぐいを工事完了後は引き抜いて撤去することとしておりましたが、これは撤去せずに埋め殺しとしたための減額、交通誘導員の人数減による減額、附帯工事費、施工管理委託業務の減額、委託工事費の減額に伴いましてJR管理費の減額でございます。

以上、出来高により生産を行い、変更の協定額としているところでございます。

次のページは架設計画のフローチャートで、黒枠囲みが平成21年度施工分、赤枠囲みが平成22年度施工分でございます。

次のページは、架設計画図でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） この架設のフローチャートを見ますと、ほとんどが後片づけということかなと思うんですが、内容的には第2回の変更というふうなことを書いてあります。ということは、最終変更ではないということなのかなと。工期的には8月31日までというふうにしてありますが、まだ変更があるのかどうか、これが最終なのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今、後片づけの時期というか、もう現場のほうは完全に終わりました、第2回変更としておりますけど、これが最終の変更でございまして、JRからの現地での引き渡しといたしますか、26日だったと思っておりますけども、8月26日にJRからの現場での引き渡

しを行う予定としております。

以上のことから、もう今回の変更で最終変更となります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第31号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第31号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第31号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。なお、今回の補正は町長の提案理由にもありましたように、菊陽中部小学校の耐震対策等として現在位置に校舎等を新設するために必要な経費について急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、ご質問に応じ担当課長からお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページをお開き願います。

歳入歳出の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億2,002万円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為の追加を第2表の債務負担行為補正によることとしておりま

す。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、今回の歳出予算を計上いたしますために財政調整基金9,000万円を繰り入れることとしております。

次に、下のページで歳出でございますが、款の10教育費、項の2小学校費で、目の5学校建設費は9,034万円を増額しておりますが、菊陽中部小学校の建設に向けた経費でございます。なお、節区分の17、公有財産購入費9,029万4,000円は菊陽中部小学校の校舎等を新設するために必要な土地として、山林4,443平方メートル、及び畑1,092平方メートルを購入するための予算でございます。

また、4ページにお戻りいただき、第2表の債務負担行為補正でございますが、まず菊陽中部小学校仮設校舎借り上げ料は期間を平成23年度から25年度までとし、限度額を3億550万8,000円としております。また、菊陽中部小学校学童保育仮設施設借り上げ料は、期間を平成23年度から25年度までとし、限度額を1,369万2,000円としております。

なお、平成22年度において契約を締結し、借り上げ料での予算執行は平成23年度からを予定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これより質疑、討論、採決を行います。

なお、この案件につきましては、甲斐榮治君外1名の方から文教厚生常任委員会に付託し、継続審査とすることの動議がお手元に配付しましたとおり書面で提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

この動議は、原案に対する質疑が終わり次第、議題といたします。

原案に対して質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 10項目ばかりありますので、しっかり控えをしとっていただきたい。

もし何でしたら、3部ばかりコピーはしておりますので、後で行き違いがあるといけませんので渡しても構いません。

まず、1点目です。山林、飛び地の土地利用計画がどのように確定したのかと。

2点目。防空ごうがあるということですが、調査をされる考えがあるのかどうか。

3点目。将来35人学級となった場合、今の計画で教室は足りるのかと。

4点目。学校建設検討委員会は、議員のほうに配られております予定表では10月の末までとなっておりますが、各検討委員の方々の意見を尊重し、10月末まで十分検討期間を確保し、検討される考えがあるのかどうか。

5点目。実施設計の入札もされていない、また検討委員会の答申も出ていない段階で、用地買収をされる理由は何かと。

6点目。一般的に菊陽町が公共事業を進める中で、用地買収をするとき実施設計をした上で必要面積を確保するのか。それとも、漠然とした考えで用地取得をされるのか。

7点目。これは町長に特にお尋ねいたします。菊陽町で通常公共事業に取りかかるとき、関係区長さん、関係地権者の方々に対する説明もなく、測量等の調査や工事をされるのかと。

8点目。ページ、4ページの第2表で債務負担行為補正ということで、菊陽中部小学校仮設校舎借り上げ料3億550万8,000円とありますが、この仮設校舎に関し学校建設検討委員会からの意見としてどのようなことが取り入れられたのかと。

9点目。仮設校舎の基本構想概算事業費と実施設計事業費の比較では、約2.8倍の予算増となっております。その中で、基本構想は平成20年度に作成し、今回は仮設校舎使用最終年度の平成25年度の学級数で作成したので、普通教室4と少人数2の6教室がふえたとされています。それでは、平成20年度の基本構想ではどのような理由で今回の教室像が見込めなかったのかと。

10番目。菊陽中部小学校仮設校舎借り上げ料、学童保育施設借り上げ料の期間として、平成23年度から平成25年度までとされておりますが、平成23年度の何月から平成25年度の何月までの何カ月リース期間か、とりあえず1回目お尋ねいたします。

課長、ちょっと10項目ほどありましたので、必要であればコピー3部ほどしてきておりますので、町長と教育委員長と課長のほうにお渡ししてもよろしいですが。

1点目は答えてありますので、2点目からですね。私が今お渡ししました分。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、吉本議員さんのご質問の第1点目でございます。

山林の土地利用についての計画はどのように確定したのかということでございますが、今現在検討委員会のほうで工程表で4月にご説明している中で立ち上げまして、今検討を進めている状況でございます。本日で第4回が終了しているところでございます。また、今後検討案等を重ねながら、10月までに終わりたいということで進んでおります。

この山林、または学校菜園の土地につきましては、当初基本構想という形で本年の3月に可決いただいた駐車場用地という形で絵を提示させていただいたという状況でございます。当初基本構想の中ではまだ土地利用としましては学童クラブ、もしくはプール、その関係等も、また駐車場等についてどういう配置が可能であるかということ踏まえまして、検討委員会の中で決定していきたいということでお話をしておりました。

そのような状況の中、今検討委員会で第4回目が終わったところでございますが、この土地利用につきまして今学童、もしくはプール、そういう関係の中で現地での校舎の建設の配置計画を今検討しているわけでございますが、その結果によりましてプールがどのように配置できるのか、学童クラブがどういうふうに配置できるのか、これの関係でどういう位置的に駐車場、もしくは飛び地、学校菜園に配置されるかということが二次的に決定されていくという状況になろうかと思っております。

そういうことで、今の段階では皆様にご説明しましたとおりの基本構想の駐車場用地で確保する山林については80台程度、それから学校菜園については35台程度というような状況で計画をしているところでございます。

それから、第2点目でございます。

防空ごうがあるということで、これについてもいつかの機会ではご説明を差し上げたところであろうかと思いますが、防空ごうにつきましては平成13年に保育園建設当時の保育園用地の北側斜面に防空ごうが1カ所あるということで、その把握もできております。それから、その時点で工事造成をされております。その中で、今擁壁になっておりますが、これにつきましては人間が入れる作業ができる範囲で、奥行き3.5メートル程度までが人間が入る状況がございましたので、その部分については山砂での充てんを終えて工事が完了がされておるという状況です。ただ、その奥につきましては崩壊しておるという状況でございましたので、今回山林の開発、工事と同時に直視的な、目で直接掘りながらという形になろうかと思いますが、機械施工により掘ってどういう状況にあるのか、裏手のほうですね、崩壊部分を確認しまして、充てんして安全な造成をするという状況で考えております。

それから、調査については今言いました直接の施工により対策という状況が今回は考えられるのではないかと。もし、深い場合とかいろんな形の場合はボーリング調査等で空洞を確認して、ミルク注入とかという方法はとるんですが、今回はそこまで深くございませんので、位置的な高さも把握ができるという状況でございますので、恐らく機械のオープン掘削による充てんという状況になろうかと思っております。

それから、現校舎敷地の中での将来35人学級、これは中教審等が今答申を出しているところでございますが、将来に向けては国としても今40人学級で基本的に国の考え方が進めておられます。そういう中で、今後数年間にわたりましては恐らく35人学級という形を打ち出してくるのかなあという状況があります。そういうことで、今現在検討委員会第4回目で案の検討に入っております。建物、校舎の内部の配置、外部の配置、形状を検討しておるんですが、その中でやはり論点となりましたのが自分たちは幾つの学級数で検討していったらいいのかというところで、当然それが一番の問題になろうかと思っております。そういうことで、できますならば35人学級、将来の中部小学校の今現在住民基本台帳でカウントできますのが平成28年度までがカウントできます、児童数の伸びとしまして。そういう関係で、平成28年度を見込みまして、可能であれば35人学級の教室を配置して計画していきたいということで要望を伝えております。今後の計画の中で、このあたりの学級数については決定されていくものだというふうに考えております。

それから、4番目でございます。

検討委員会については10月までということで工程表でお示しをしております。そういうことで、今現段階では8月の中旬を過ぎてきておりますが、今第4回目、本体校舎の内部の検討に入ったところでございます。これから図面関係を作成、修正等を幾つも案をつくりながら検討

を重ねていくわけでございますけども、可能な限り9月ぐらいまでにはめど的にある程度の絞り込みをして、10月には終わりたいというふうなところで今進めているところでございます。

それから、第5点目ですけども、実施設計で入札もされていないと。また、検討委員会の答申も出ていない。その段階での用地買収される理由は何かということでございます。これにつきましては、議員さん各位にも4月から私どもの平成25年度の新校舎建設に向けての工程をお示ししているところでございます。また、私どももこの工程からずれがないように、今管理しながら進めているところです。検討委員会、基本設計、基本設計は発注しまして、今検討委員会等の中で検討を進めているという状況でございます。また、その工程をおくらせないということの中で、3月議会において可決いただきました構想の計画の中に、山林、もしくはまた学校菜園の用地取得というのがこれは条件であるぞということで可決されております。それも含めての可決でございます。そういう中では、今からこの用地購入費の予算をいただきまして、私どもが実質今から税務署、関係官庁との協議、または地権者との単価交渉、そういうことですぐ右から左に納得していただけるかということも、今から単価交渉の段階でいつも用地交渉というのはやはり時間が少し必要になってくるという段階がございます。そういう中で、設計も一緒に動いている中では、やはり用地の獲得というのをできるだけ急いで、この工程からおくれないように着手していきたいということで、当初の予定どおりこの時期で臨時議会により仮設校舎、土地購入費については当初の予定どおり8月の臨時議会でお願いしたいということで組んでおる工程の中で進めているという状況がその理由であるということになります。

それから、6番目でございますが、一般的に菊陽町が公共事業を進める中で用地取得するときと、実施設計をした上で必要面積を確保するということですが、それとも漠然とした考えで用地取得をされるのかというお尋ねでございますが、今申しましたとおり……

(11番吉本 堅君「課長、そこは町長のほうに」の声あり)

じゃあ、6番目を町長のほうにということでございます。

(11番吉本 堅君「その場で町長のほうから発表していただいてもいいですけど」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 一般的に、公共事業を進める中で用地買収するときには実施設計をした上で必要面積を確保するのかということでもありますけども、これにつきまして用地を取得できるかどうかということもありますし、そういった面でこの用地、その買収をしなければできない分につきましては、その用地買収のめどをつけた、取得できた段階で進めていくということに、そういう方法で取り組んでいくこととなります。

(11番吉本 堅君「町長、一般的な話ですよ。今回の話じゃないんですよ」の声あり)

ああ、はい。一般的には、実施設計、そのいろんな場合が事業によって変わってくると思えますけども、必要なものにつきましてはこの用地買収の取得のめどができて、それができた段

階でその中でどう実際つくる場合どうかっていうことでやっていきますので、その用地買収のほうが先になります。

それと、その漠然とした形で用地取得っていうのがありますが、いろんな事業をする場合、その用地取得をする場合にどれぐらいのこの取得ができるかっていうことでありますが、どこからどこまで必要なものについては、この実施設計を取得する建物等が決まっている場合はどういう建物でどれぐらいの面積が要るかっていうことになりますので、そういう中で取り組んでいきますけども、漠然とした形でということですが、必要に応じて将来的な中でそこまできちっとできていない場合にも、そういう将来を考えて取得する場合がありますので、この事業計画が決まって建物等が決まったものにつきましては、そのどれぐらいのこの取得面積が必要かっていうのは基本設計あたりの中で、そして基本構想の中で面積等については考えて取り組んでいくことになります。

(11番吉本 堅君「町長、今のところはちょっと何か読み間違いがあつたらんかなあと。一般的に、菊陽町が公共事業を進める中で用地買収をするとき、実施設計をした上で必要面積を確保するのか。それとも、漠然とした考えで用地取得をされるのかという問いですけど、町長の答弁ちょっとずれたかなと」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 一般的には、この実施設計をした上でこう書いてありますけども、その用地取得する場合に必要な面積について取得するというので取り組んでおりますので、実施設計ができ上がった段階でという、そこまではまだ用地取得できるかどうかはわからない場合もありますので、この基本的な基本設計あるいは基本構想の段階で用地を取得するというのも、そういう場合もあります。きちんと決まったものについて、これだけのものが要となった場合については、進めていきますけども、実施設計というのは用地を取得した分について、その場所につくるものについては用地を取得した上で正式な実施設計はつくることになります。

(11番吉本 堅君「次も町長というふうに書いておりますので。そっちの番号では8番目」の声あり)

8番ですか。

通常、公共事業に取りかかるとき関係区長さん、関係地権者に説明することなく、測量等や調査、工事をされるかということでもありますけども、これにつきまして公共事業にかかるとき、特に地域に影響を与えるものに関係区長さん、当然話さなければならないものにつきましては、それから関係地権者、こういった方にも影響を与えるものについてはそういう説明をした上で、また測量等については同意も必要なものもありますので、そういうものを十分した上で測量、そして調査、工事に入ることになります。

(11番吉本 堅君「あと課長のほうで」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 次に、中部小学校の仮設校舎借り上げ料、今回債務負担行為で補正で出ささせていただいております。3億550万8,000円でございます。この仮設校舎に関し、学校建設検討委員会からの意見としてどのようなことが取り入れられたかというところでございますが、これにつきましても検討委員会のほうには仮設校舎の配置、教室の割り振り、このあたりをご説明いたしました。そういう中で、あとその検討委員会としては本体校舎の当然検討は今進めていただいております。また、仮設校舎においては今現の中部小学校が実質動いているわけでございますが、こちらのほうの平成25年度の新校舎建設までが仮設校舎に入るという状況になりますので、その間につきましてはやはり学校等の意見を取り入れて、十分な対応をするようにということでの部分を受けまして、この今現在出しております設計が終わったところでの3億550万8,000円というのが出ておりますので、こういう形での意見ということになろうかと思っております。

それから次に、仮設校舎の基本構想の概算事業費で2.8倍と、この実施設計と対比しまして、この中身について、基本構想時点では平成20年度で作成しております。また、今回の実施設計は現状の学校と協議しながら実施設計に入って不備な部分等を補完しまして、平成25年度を見込んで作成したという状況でございます。その中で、平成20年度では普通教室が20教室、それから特別支援学級が4教室ということでつかんでおりました。この部分につきましては、皆さんお手元にお持ちかとは思いますが、昨年でございますが、各地区で中部小学校の建設計画住民説明会等基本構想を受けまして、各地区で説明した資料でございますが、この部分で学校の児童・生徒の伸びとしまして平成20年度から27年度までの見込みが出ておりました。そういう関係で、その基本構想時点でのクラス数の読みとしましては、平成20年度で作成した状況から平成21年度で工事に着手すると、本体校舎関係に着手するという状況を考えておりましたものですから、その平成21年度という時点を絞りまして、20学級と支援学級が4クラスということでA案、B案、C案、それから農地の案というのをどの時点かで基準を設けて場所選定の検討資料にするということでの題材として出ささせていただいております。そういうことで、平成21年度の児童の読みということで普通教室が20教室、そして支援教室が4教室ということで比較検討ができるという状況で出しておりました。これにつきましては新しい農地であれ、町民グラウンドであれ、その後場所が決定しましたら、そこでの計画をして、それからいつまで仮設校舎に入るのかを検討して、その時点の児童・生徒数を見ていくという状況になりますので、新しい場所で作るとしたときとしても、当然そういう見直しが生じるというのがあったのであろうというふうに考えております。

それから、最後でございますが、中部小学校の仮設校舎の借り上げ料、また学童保育施設の借り上げ料の期間としましては、平成23年度から平成25年度という期間設定をさせていただいております。それから、限度額として3億550万8,000円が学務課所管分、それから福祉課の学童施設としまして1,369万2,000円という状況で債務負担行為の補正を今回出ささせていただいております。この月数ですね。実質どういうふうに通っていくのかということ

でございますので、実質は来年の夏休みまでには、7月が夏休みに入りますので、6月ぐらいまでには仮設校舎を完成しておく必要があると。そういうことであれば、学童クラブも6月には同じく完成しておく必要があるということで、夏休みの期間で引っ越しを考えているような状況でございますので、今後入札、賃借料の会社との入札の結果により契約、そして契約内容の支払い時期というのは決定していくという状況になりますが、今想定しているのは建て方が終わりました、使用する7月からが使用開始としますならば、23年8月からの支払い開始と。それから、25年の仮設校舎を移転しまして撤去します。その撤去完了ということで、25年7月までは支払いが発生するという状況で、期間としましての定めとして23年から25年までという期間を定めさせていただいたと。これにつきましては一月程度のずれは当然出てこようかというふうには考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 2回目です。

防空ごうの調査結果次第では、基本計画、実施設計に影響することが考えられないかということが1点目です。今度は幾つもありますので、書類配付はいたしません。

2点目です。山林を学校の駐車場とすることには、約4メートルの切り下げが生じることを懸念し、前回の議会直前に隣接地権者の方々から測量、あるいは境界立ち会い等に関して反対をするという署名が提出されました。そのような状況にもかかわらず、町から隣接の地権者の方々に対して説明をされることもなく、開発業務を受注された業者さんが測量の同意を求めて回ってこられたという話を聞きました。これは私が実際確認をしておりませんので、話を聞きましたと。このような住民の方々気持ちを逆なでするような開発業務の進め方を町長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

3点目。飛び地の土地利用が学校施設ではなく、学童保育施設ということであれば、何も学校建設予算で用地確保すべきことではないのではないかとこのように考えます。そこはいかがでしょうか。

最後の4点目です。本体校舎ほか建設工事、開発工事期間の着手時期と仮設校舎での授業始まりの時期に1カ月のずれがあります。その1カ月と引っ越し可能期間の4カ月ですね。この表に基づいて質問をしております。4カ月を足せば、合計5カ月となります。この期間を短縮することによってリース金額を引き下げることができないか。この4点、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 町長にということですが、私のほうで……

（11番吉本 堅君「はい、そっちはいいですよ」の声あり）

1点目の防空ごうの調査結果いかんではどう対応できるかということですが、これにつきましては先ほど申しましたように、実際目視、目で確認して対応していくということで今の方針では考えておりますので、直接掘って状況を見て、それに対応して造成をするという

状況で考えております。

(11番吉本 堅君「考えられないのかと。調査の結果、実施設計、基本設計、基本設計はやってあるにしても、影響することが考えられないかということのお尋ねです」の声あり)

これにつきましては実施設計の段階と、基本設計の段階ということでございますが、今現在実施設計はまだこの後の発注になりますが、基本設計を建物のほうについては実施しております。それから、もう一つの部分では学校敷地全体、またはこの山林部分について開発設計というのが別で今設計を進めておるところでございます。その関係で、今現状測量関係に入りたいということであるという状況でございますが、この開発設計にかかわってくるという状況があらうかと思えます。これにつきましても、開発設計関係の中でどういう形ができるという部分がありますが、その形状関係は開発設計で造成の計画をつくります。それにあわせて今後の工事発注、来年工事発注いたします。そういう中で、実質工事を発注した段階での掘削ということが、機械がもう搬入されてからの掘削して造成いたしますので、そういう中で目視をしていくというところで対応していくという状況になるということになります。ですから、今の段階で防空ごうの設計の中ではどうするという状況は、今のところは入ってこないという状況にならうかと思えます。

それから、山林切り下げ関係ですね。測量、境界の反対関係のご意見が出ているというところでの今開発業者、測量設計の業者がその住民の隣接地の方へあいさつに来たということで今お話を聞かれてるという状況でございますが、これにつきましては直接私ども学務課のほうで個別にこの開発地の地権者の方等には一軒一軒お回りして、調査、立ち入り関係のお願い、依頼をして回っているところでございます。そしてまた、その中でご意見がございましたのが、説明会を開いていただけたらどうかというのが幾つかの軒からいただいたものですから、今回25日にその辺の説明会を役場のほうでご案内を、今通知を差し上げているところでございます。

それから、飛び地と言われることで、恐らく学校菜園のことかなあと思えます。これについても、学校菜園が学童クラブを、施設を設置するという最終的に決定するという状況で、そういう場合は学務課のほうでの用地購入費でなくて、福祉課サイドでの用地購入でいいんではないかという質問であらうかと思えます。これにつきましても、今検討委員会で建物の本体の校舎の検討に入っております。この中で、本当に学童クラブが学校敷地のどういう場所で配置できるのか、それも踏まえて今検討を行っております。

そういう中で、さきにありました35人学級、将来に向けての35人学級等を想定しながらどういうふうな教室配置、建物配置が可能であるか、その中で学童クラブがどういう位置づけで配置されてくるかということが決定されてくるものと思えます。これにつきましては、先ほども言いました9月ごろでないとその辺がはっきりしたところが確定しないのではないかなあというところで考えております。

そういうことで、用地購入につきましてはやはり山林、また学校菜園について並行してやはり今の時期から入っていきませんと、私どもが平成25年度の新校舎建設というところに向けての設計関係に対応することが、平成22年度で設計まで完了するという状況を見ております。この期間というのは非常に短いものでございますので、やはりこの時期と一緒に用地購入をするというところで進めているという状況になろうかと思えます。

それから、仮設校舎のリース期間、賃料のもう少し縮減できないかというご質問でございますが、これにつきましては8月、今現在でございますが、臨時議会に仮設校舎の債務負担行為の補正予算をお願いしているところでございます。そして、この予算が可決されますと、9月、10月には仮設賃借料の業者決定のための賃借料の入札ですね、契約という手続をとってまいります。そして、期間が7カ月から8カ月程度はかかろうかというふうを考えております。その中には今現在私どもで基本設計の中で設計をして、賃借会社に発注するわけでございますが、そして落札された賃借会社のプレハブの規格、寸法が微妙に各社さんで違ってまいります。そういうことで建築確認を受けて建築をするという段取りになりますので、その関係で落札したリース会社さんの規格に合わせた設計をもう一度していただく。それから、県のほうへ建築確認を提出、そして認定されて許可がおりて工事着手という状況で走ってまいります。それで、引越し期間等で少し余裕があると。2カ月ほどこれでいきますと、余裕があるわけでございますが、これにつきましては私どもがいつから使用するかということで賃料を払ってまいりますので、その関係からしますと実質使用する期間で賃料を払うという状況になりますので、この部分については予定どおりで進んで、これが一番ベストな形で今はやっていると。ですから、手前で少し余裕があっても賃料はまだ発生しないという状況でございますので、この計画の部分で今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 3回目です。

今、課長の答弁の中で2点ほどひっかかりがあります。

1点は、隣接の新住民の方々の反対、説明不足とかいろいろな擁壁の高さが現在でも4メートルほどあると。さらに4メートルほど切り下げるとなるとという心配が物すごくあられる方々、この方々に対して今の課長の答弁は町も現在回っておると。現在回っておるとということは、もう了解を得られたということなのか。後日説明会を予定しているということは、まだご理解をいただけてないということではないかなと。そういうふうな考え方で隣接地権者の方々の不安を抱えたまま、町の一方的な考えで山林を取得し、事業を進めるやり方で、町長、それで後々問題ないと考えておられるのか。それを再度お尋ねします。

それからもう一点は、用地確保が条件であると。山林とその飛び地ですね。そこが条件で前回決まるとということなんです、ということであれば今回の用地どうのこうのと、用地取得というのはもう報告だけでいいような話でありまして、私の考えはですよ。ほかの皆さん方

どういふふうに思っておられるかわかりませんが、私はこの用地取得というあくまでも場所が今の場所で現在地で決まったというふうには私にとらえておるんですね。というのは、先ほども質疑いたしましたように、山林を求めても駐車場として利用ができないということも、まだまだ考えられませんか。前回の全員協議会の中での説明としても、駐車場ができないときにはまた別のことも考えますという発言もされておったと思います。それから、飛び地に関しましても今も言われましたとおり、9月にならんとわからんけどもと言いながら、全く土地利用の計画が確定していないということなんです、そういう思いで、飛び地に関して、用地確保に関しては私はそういうふうな受け取り方をしておりますので、町長に対して隣接地権者の方々の不安を抱えたまま、町の一方的な考えで山林を取得し、事業を進めて、後々問題がないというふうに考えられるのか。そこだけ町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 非常に隣接地権者で心配されておる方につきましては、原課、学務課のほうでこの測量に対するお願いをしながら、そして説明会もこの25日に開いて、そこできちんとした説明をするっていうことで進めておりますので。そして、開発自体はこの開発行為、これはこの許可が出た中で、安全性の中で進めていくこととなりますので、その点は問題はないというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第31号、今の吉本議員の意見にかなり関連するんですけども、私はちょっと認識が余りできてませんでしたので、今日朝また再度現地を見て住民の方にお話を聞いてきました。私の受けた率直な感想なんですけど、多分住民の方、若い小さな子どもさんを持っている子育ての世代の方だと思いますが、本当に新居を構えて喜んで菊陽町に移ってこられて、多分すぐく期待を持って来られてるんですけども、それに突然ではないですけども、そういう話があつて、やはり先ほど吉本議員からあつたように、今でも小さな子どもがいるので落ちはしないかとか、バラを植えたりとかいろいろ工夫をされていましたが、それをもっと掘り下げると本当に転落とかそういうのが心配するとおっしゃってました。

それから、やはり工事によるその家の傾斜、それによって影響を受けるっていうことが心配だということで、やはりまだ開発、今日行ったらもう何か開発業者の方かわからないんですけど、くいか何か打たれてるようなちょっと音がしたんですけども、それはちょっと違うかもしれないんですが、そういうふうにならんと近隣の方はまだ同意もしてないのにどうしてそういうふうに進めるんですかとおっしゃってました。

それで、やはりこの間の私たちの共通認識は二転三転しましたけれども、中部小の耐震工事を早期に行うことで現地にするっていうのが、この間いろいろあつたんですが、今それで動いているわけです。私はやはりいろんな用地買収とかそういうのでかなり困難も伴うのではないかと以前議会でも言いましたけれども、そうした場合にこれを私たち進めていく場合に、やは

り近隣の方の理解をどう得るか、そういう不安にどう対応するかっていうのをクリアしないと、次に行かないのではないかなというのを率直に思いました。それと、やはりそういう期待を持って来られた方にきちんと町としても対応をしていくということが大事だというふうに思います。私の意見ですけれども、やはり25日に説明会をするのであれば、本来ならもう少し早目に、この議会の前にしてほしかったなと思いますけれども、今となっては25日に説明会をするのであれば、この予算は9月定例議会できちんと慎重に議論を、それを踏まえた上で進めたらどうかというふうに思いますが、町長のご意見はどうでしょうか。

(「後ろは黙って」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) 町長にということでございますけれども、前段として私のほうでご説明させていただきたいと思います。

住民説明会等につきましては、当初の考え方としましては、私どもはやはり住民の方には当然測量関係でのお願いはするということで、測量関係を入らせていただいて、それから測量の成果として地形関係を把握した中でどういう構造物で、どういう安全な方法でできるかというのを数案作成しまして、その中で住民の方へ説明しながら、協議しながらどういう方法がいいのか、意見を交わしながら、それで進めていきたいというふうに考えておりました。ですが、測量のほうの関係であいさつして、土地の立ち入り関係をお願いして回ったわけでございますけれども、そういう中でやはり測量するにしても、土地の立ち入りについては説明会等を開いていただきたいという意見が数軒ございました。それを受けて、今回25日に説明会をするという状況になったという経緯がございます。

また、今回のこの臨時議会にこの用地取得費等を出しているという状況でございますけれども、これにつきましてはいつも同じことと言いますが、やはり私どもとしましては22年度のこの1年間の中で設計を終わらせて、そして来年度から校舎のほうの建設に入っていくということを考えますと、かなりのスピードでこれを準備して進んでいかないと、どこでどういうトラブルが発生するかというのがまず1点、想定できない部分が発生した場合、それから私どもだけで設計して終われる工事ではない。これにつきましては、開発については県の開発基準等をクリアした申請の中で許可がおりて、それから着手できると。それからまた、仮設校舎にしてもやはり建築確認申請を出して、県の確認の許可をいただいて着手するという第三者的な条件が入ってまいりますことから、やはりトラブルを避けるためにも、私どもの当初の予定どおり8月での臨時議会をお願いしたいということで、この1年間の設計を進めていきたいという思いで、今回出しているというのが状況でございます。

以上です。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

(12番小林久美子君「すみません。町長に」の声あり)

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、実際の取り組みの状況については学務課のほうから学務課長が申し上げたとおりで今進んでいるところでありまして、この関係される地権者の方につきましては十分そういった不安要素等がきちんと説明した上で、そういう危険性のないような内容でこの開発行為もそういうことを踏まえないとこの許可もおきないというふうに考えているところでありまして、その辺の説明は25日には予定しておるということで、十分この説明をさせて、また不安に思われるようなところは解消するような方法で原課のほうで取り組んでいくこととなりますので、説明につきましてはそういう地権者の方関係、特に隣接の上のほうにおられる方々については十分説明した上で取り組んでいくということで進めていきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 説明はされるということですがけれども、結局町民のほうから見ると、今日の議会で決まった後説明をされると、もうこれで町も議会ももう決まりましたので、皆さんこれで納得してくださいって、そうせざるを得ない状況になりますから、それはちょっと、それを懸念してこういう質問をしてるんですよ。やっぱり中部小の問題は、皆さんもご存じのように地域の方もとても心配されてますので、余りそういうことがないような形で進めてほしいと思いますから、そこはやっぱり、進めるほうは早くってということでそうでしょうけど、やっぱり議会で決まってしまうたら、町民はもう私たちの不満や不安などは解消されずに、もうこれでいくんですよってということになるんじゃないかということはかなり懸念されると思いますので、そこは慎重に進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 質問をいたします。私の質問は簡単でございますので、課長のほうに明快に答弁をお願いいたします。

先ほどの答弁では、建設検討委員会が第4回が終了したと発言されましたが、そして今現在は本体の内容の検討に入ったということですね。本体の内容に入って、本体のことを検討されているということだろうと思いますが、その本体ですね。本体がどんな本体であるかというのをお尋ねしたいと思います。例えば、何階建てであるのか、何棟であるのか、そして以前から言われておられましたプールはどうなのか、体育館はどうなるのか、そういう具体的な答弁をですね。恐らく、検討資料として提供されておられると思いますので、この青写真はあります。その点をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の検討委員会での検討資料についてのご質問についてご説明いたします。

実は、第1回でこの3月に議員様各位に可決いただきました基本構想の案を説明しております。それから、第2回目の検討委員会で福岡のほうに3校ほど1日ばかりで視察研修に行つて

いただいたところでございます。それから、第3回目でその視察研修を踏まえて、また基本構想を踏まえた中でいろいろな検討委員さんの思い、要望関係を出していただきました。これの集約が第3回目でございます。それで、第4回目が終わっておりますが、そのご意見を集約した形で5案程度、もう基本設計のコンサル会社が決定しておりますので、こちらのほうと作成いたしまして、第4回目の検討委員会でその案をご説明したと。そして、いい部分、悪い部分というのをその案を見ながら、皆さん説明が終わった段階で意見を出していただきました。そして、その中から絞っていける部分、いい面、その辺がまだ拡大、広がっていったり、絞っていったりという部分がまだ今後続いていくかと思いますが、そういう中で第5回が次回に開催されるわけでございますが、その5案という中ではやはり建物が1棟建て、プールが屋上、体育館が3階、それから1棟建てであったり、2棟建てであったりというプランを幾つかを出して検討を進めた。また、今度次回についてはその検討をまた踏まえた中で修正された案をふやししながら、またそれで検討をしていくという状況になっております。ですから、今プールを上にしたがいいのか、学童クラブを入れたがいいのか、その辺が今その検討に入っているという状況であるというところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 建物は1棟ですね。複数ですか。

（学務課長松本洋昭君「1棟建てであったり、2棟建てであるという案を出しております。以上です」の声あり）

そして、プールは屋上の案を出しとることなわけ。そして、体育館は3階ということですか。確認します。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 各案作成しておりますが、その5案という中では1棟建ての案も一つあったり、2棟建ての分もあったり、それと学校敷地の中で校舎を南側に建てたり、グラウンドを北側に置いたりというプランまで作成して検討しているという状況の中で、今プールについては各案の中で2階の屋上にあったり、3階の屋上にあったりという状況で提示しております。まだ、そのどの案で固まるということではなくて、いい面、悪い面を今出していっているという状況でございます。基本的な構造としては、3階建ての普通教室を基準として考えているという状況で、その基本線は変わっていない状況でございます。

○議長（吉村豊明君） しばらく休憩します。

（「いんにゃあ、続けたらどうです」

「議長、休憩」の声あり）

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時8分

再開 午後0時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 何点かお尋ねをいたします。

まず、臨時議会にかけるということについての是非をちょっとお尋ねをしたいと思います。

先ほど来、学務課長のほうから仮設校舎の問題、そういったことについて当初より日程表を渡してあるので、その日程表どおりに事を進めているという答弁でありました。また、設計なども不確定要素があるので、今年度中に何とか筋道をつけたいと、そういう思いもあるというようなことも答弁を聞いたところであります。先日から私たちに渡していただいているこの日程表を見る限りにおいては、この仮設校舎というのは現行の日程でいくと、来年4月には完成。そして、実際に学童が、その児童がその仮設校舎に移るのは8月の夏休み。ということは、4月から7月いっぱいまではあいた状態になっている。3カ月間あいた状態になっているということであれば、確かに設計する過程で不確定要素があって、多少おくれるということが考えられたとしても、それは行政上の職務の問題ですから。もう来月には定例会控えておるわけですよ。その定例会を待たずに、臨時議会を開くってことのは是非をまず町長にお尋ねをします。臨時議会というのは、定例会に間に合わない、緊急な用があるときというふうに僕は考えておりました。緊急性がこの事案に果たしてあったのかどうか。そのことについてお尋ねをします。

具体的には、仮設校舎も私の3月の議会のときには、仮設校舎の建設については急ぐべきだということを申し上げた経緯がありますので、仮設校舎については賛成しております。ただし、今言いましたように臨時議会ではぱぱっと決めなければいけないという理由が私にはちょっとわからない。後で3カ月間ほど時間があるのであれば、その間じっくりと検討をして物事を進めてもよかったのではないかと。そのことを指摘して、質問をしていきたいと思います。

さらに、用地購入についてですが、この件についても3月時点で確かにその用地購入というのを含めて議案として出して可決をしたと。先ほど学務課長はそういう答弁でした。そのことについて私もそのとおりであろうと理解をしているつもりですが、用地を購入する案も臨時議会にかけなければならない緊急性はどうしても私には考えられない。用地を購入してしまえば、その土地の整備であるとか管理であるとか、さまざまな費用が全部菊陽町にかかるわけですね。あそこの土地は、今利用方法を検討している段階で、あそこがなければ学校が建てられないという問題でもない。また、あの土地が袋小路になっていて、ほかの方がだれも買わない。その地権者の方が町のほうに来て、よかったら買って欲しくないかということを書き入れたという経緯からすれば、それは来年度でも本体工事が始まるそのときでも、購入しようと思えば購入できる内容のように感じます。それを臨時議会です出したということについての是非をお

尋ねをしたいと思います。

第2点に、仮設校舎の予定額ですが、その3月のときの予算額ですと約2億500万円余り。現在はこの負担行為として出されているものでは3億1,000万円余り。約2倍に膨らんだ理由は何なのか。これについては、先日の全協の中で確かに課長は説明された。議案のときは平成20年度で計算して賛成していただいたので、改めて実施設計するために計算し直したら1.5倍に膨らんだと。仮に、物を買うときにこういうものがあります、金額的にはこれこれです、そういう話をして、よしわかりました、買いましょうという話になったときに、いや、計算し直しましたら1.5倍になりましたと。こういうことが実際に行われて、民間でははい、わかりましたで通るものなのかどうか。1.5倍に膨らんだら、もう一回議案の出し直しをするべきではなかったのか。そのことについての是非をお尋ねします。

それと、この臨時議会に慌ててかけるということについては、これはちょっと町長のほうにお尋ねをしますが、来月町長選挙が行われますね。この町長選挙に何か絡みがあるんじゃないかと。やはりそんなものを感じますよ。公共事業を、何か笑ってる人がいますけどね、公共事業の発注に伴ってさまざまなことがあるっていうことは、政治を取り巻く段階でいろんなところでいろんなうわさがあって、いろんな指摘がある。菊陽町もそうかと。痛くない腹を探られないんだったら、そういうものは3カ月ほど、仮設校舎ができ上がっても3カ月間ほっとくんですから。それであれば、町長選挙が終わった後出してもおかしくはない案です。僕は非常にこの辺のところで不安定な何か黒いものを感じますよ。この辺についてはもう町長のほうからきちっと説明をしていただきたい、そういうふうに思います。

先ほど来、課長が今年度中に設計をして何とか進めていきたいという思いがあるということを一生涯懸命言われた。思いは結構ですよ。ただ、そういう思いがあって進めたいのであれば、地域住民の方々にきちっと説明をするということを先にすれば、このような陳情は出てこなかった。はっきり言ってやり方が悪いんですよ。問題が起こるように、起こるように物事を進めるとしか思えない。急がば回れということわざがありますけど、急ぐんなら必要なことをきちっと手を打ってやっていけば、問題はそれなりに片づいていく。繰り返すようですが、学校建設っていうのはだれも反対しません。みんな喜ぶべき事業だと思ってるわけですよ。だけど、やり方が悪いもんだから、いつまでもいつまでもこういう問題が発生する。まず、臨時議会にこういうものが提案されたという、その理由についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今年の3月議会の中で北山議員も文教厚生常任委員会に属されておりまして、現地で行く場合とその用地の広がり、そういったものが建て方にも工夫がないかということで議論していただいて、3月の議会で決まったところがあります。そして、その後全協の中でもなぜ早くその用地を取得しないか、そういうことも意見が出たところがあります。そういうものを踏まえながら、そしてやはり来年のこの子どもたちをその仮設校舎に、安全な場所に移すためには学務課のほうでこの日程のほうもこのスケジュー

ールも考えながら、今お願いしているところでありまして、特にこの町長選に絡みそういうことをしてるんじゃないか、そして何か黒いものなんてそういうことは絶対ありません。そういった中で、今進めているのは一日も早く来年のこの仮設校舎を早く建てて子どもたちを安全な場所に移して、そして新しい校舎の建設に向かうというのが私の姿勢でありまして、今言われるようなことは全くありません。

そして、なぜこの8月のこの臨時議会でということでもありますけども、それはもう学務課、原課のほうから聞いて、この時期にしないとその時間、できるだけそういった時間的なものを余裕をとりたいということでの今回のもうこの時期に出しておかないと進めるのに非常に課題もあるということで、今回お願いしているところであります。

(2番北山正樹君「ですから、その課題は何ですかと聞いてるんです。その臨時議会に出さなければいけなかった理由は何ですかというのを聞いてます」の声あり)

それはもう文教厚生常任委員会、あるいはこの前の全員協議会の中でも担当のほうから、まず最初のほうにそのスケジュール等を示した中での判断であります。

○議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

○2番(北山正樹君) 町長もこの日程表はごらんになってると思いますよね。ですから、先ほど私言ったように、その仮設校舎はもう4月にでき上がるわけです。実際に移転は8月の夏休みですよ。ですから、その間の3カ月間空き家のまま置いておくわけです。実際に使うときから費用負担が発生するというところだから、その間は菊陽町の負担はないということですけど。いずれにしろ、3カ月間そこに置いておくんなら、臨時議会を利用してこの案を出さなければいけない理由はやはりないんじゃないんですかということをお聞きしておるんです。

E案のときのその町長の答弁もそうですけども、用地取得に6カ月かかるとか、今回の臨時議会の第31号案に対しては急ぐから臨時議会にとかと言いますが、期間的なその背景となる根拠が全く示されない。学務課のほうからこういう日程を書いたのでそうした、今の町長はそういう答弁でした。学務課のほうで結構ですけど、その3カ月間をそのまま置いておかなければいけない理由、そして3カ月置いておくんなら、これを臨時議会ではなく、来月の定例会できっちりと1週間ありますので。臨時議会というのは一般質問もできません。質疑もこういうのを本会議で1回で終わりです。したがって、臨時議会案件といいますのは大体30分とか1時間ぐらいでもって採決っていう形です。ですから、言っちゃ悪いんですけども、どさくさ紛れに可決してしまうっていうやり方なんです。ですから、僕は臨時議会にかけること自体が反対なんです。まずは、この日程でなければどうしても仮設校舎がつくれず、子どもたちが夏休みに移動できないか、その根拠を示してください。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) それじゃあ、まず仮設校舎の期間、関係を再度ご説明したいと思いません。

当初、新校舎の完成が25年7月には引っ越しに入りたいと。ですから、それまでに完成したいと、新校舎のほうをですね。それから、23年8月からは入札事務、本体着手の入札事務に入っていきたいと。それから、そのためには仮設校舎へ移っとく必要があるということで、7月末から夏休みに入りますので、その間一気にという引っ越し関係もなかなか厳しいものあるかと思いますが、夏休みを利用して学校としては移動したいという要望を今現在受けております。私どもは当初年度途中でも引っ越しをさせたいというふうな気持ちでございました。そういうことで、今このブルーの色で工程で3カ月、2カ月という期間が引っ越し可能な期間という形で定めておりました。今後の流れとしましては、先ほども言いましたように9月、10月にこの予算が可決していただけますと、契約行為が起こせます。そういうことで、9月か10月に入札事務にやっと入れる状況ができてくると。それから、7カ月から8カ月間どうしても設計建築確認の許可、工事という形で入ってまいります。そこで、この1年間という中の不確定な要素が私どものスケジュールだけでは動かない部分がどうしても隠れてしまっている。県の確認申請の許可をいただいたその時期がいつになるのか、その関係が非常にやはり不安です。そういうことで、少しでも早目に着手して、例えば仮設校舎を実施設計、建築確認の許可をもらった場合に、じゃあ逆算して引っ越し日が本当に夏休みということで確定、ほぼ確定だろうと思うんですが、これから逆算したらそれに間に合う程度が一番ロスのない形で着手していきたいということで、建ったまま保持するということはできるだけ避けたいというふうには考えております。ですけども、やはり不確定要素がどうしても隠れておるという中では、このスピードで、臨時議会ということでお願いしたというのが、仮設校舎の部分はそういう状況でございます。

それから、用地購入費についてはやはり検討委員会の方たちも不安を抱えられております。本当にこの土地は購入して計画していいのかという形であったり、前回の全員協議会、前回といたしますか、4月、5月の中での全員協議会の中でも議員さんたちから指摘を私ども受けました。拡張用地が条件じゃないかと。何でも着手せんのだというような状況で指摘を受けておりますし、またこれの用地交渉についても相手がございます。私どものスピードですとできることでもございませんので、やはり総体的な事業については賛成していいよと。ですけども、やはり単価面に、金額的なことに返って交渉を始めますと、いろんな状況が出てくる可能性が往々にしてあるという状況の中からも、やはりこの工程どおりの中で用地購入費をいただいて、それから私どもはもう早急にその準備に入って、そういう不確定要素がどうしても隠れているというところの中で、設計へ生かしていきたいというのが当初からの皆さんの考えでもあったろうし、私どももこれにやはりスピードが狂わないようにしていきたいという思いがあって、この臨時議会に提案させていただいたというところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 今までも全協なんかでの説明で、その検討委員会に用地のその利用方法についても検討してもらってるという、そういう答弁、私たちに対しての説明でしたよね。これ

は学務課でつくった工程表ですから、もう学務課長は知ってらっしゃると思いますけども、検討委員会が10月まで開かれますでしょう。でも、この仮設校舎のほうがもう9月から始まっちゃうってことですよね。検討委員会がきちっとしたその答申を出す前に、もう計画がどんどんどんどん進んでいくってこのやり方なんです。検討委員会がこういうことを検討をしました、こういうことにやってくださいよということを出す前に、用地購入であるとかというのがどんどん先に進んでいくってというのは、後先逆ではないのかということなんです。さっき言ったように、その土地の相手先がいるからということと言われたけれども、あの土地は袋小路になっていて、町が買わなければ使えない土地ですよ。あちらのほう、その地権者の方から町に購入を持ちかけてこられてるわけでしょう。それをこの段階で、ばたばたと何も決まってない段階で買うということから先にするというのはいかなものかというのが、僕の質問なんです。それは3月時点で買うってことを前提で決められたといえましょう。それであれば、そういったことの全部青写真ができてしまって、本体工事、その用地の工事が始まりますのでということで議案は出してくるってということでも遅くはない案だと思いますよ、僕は。それをなぜ臨時議会にしたのですかっていうのが僕の最初の質問なんです。その相手がいるっていったって、相手は買ってくださって言うてるわけですから。そんなにそんなに時間要らんでしょう。何で今買わなくちゃいけないんですか。ちょっとそれ、最後の質問ですけど、もう一回。これは町長のほうとお二人、答えてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、用地購入の件なんです、これにつきましては地権者さんが共有持ち分という状況が2筆ございます。2人共有、3名共有、それから単独の1名所有という状況でございまして、その中での条件整備を今から整えながら交渉に入っていくと。やはり3名共有であれば、その方たち3名での同意関係であったり、もろもろあろうかと思いますが、その関係で単価的な交渉というのはまだ一回もやっておりません。当然、予算がついておりませんので、それはできませんので、その関係もあります。それから、単独の学校菜園については単独所有でございまして、この方もいろんな理由から今まで土地をずっと大事に持っておられた部分がございまして、この関係を今から単価交渉をしながら、ご理解いただきながら進めていくという姿勢で取り組んでいかなければならないということになりますので、これについてもいつ契約ができるという部分が今から入って見ないとわからないというのが、やはり現実じゃないかなあというふうに考えております。そういうことから、やはり一日も早くそういう形に入っていきたいというのが今回の提案の理由でございまして。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（2番北山正樹君「いや、町長お願いします、今の件を」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの学務課長の答弁で私の答弁にかえたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（「議長、傍聴席からわあわあ言うてるのは聞こえんの」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

会議の途中ではございますが、ここで昼食休憩といたします。

（「ちょっと待ってください。もうやりましょうよ。傍聴者もいらっしやるから、そのままいきましょうよ」の声あり）

なお、午後1時40分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時40分

再開 午後1時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑が終わりましたので、これから議案第31号について文教厚生常任委員会へ付託し、継続審査とすることの動議を議題とします。

動議の提出者、甲斐榮治君から趣旨の説明を求めます。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。傍聴の方は、午前中に引き続きお疲れさまでございます。

議席番号4番甲斐榮治と申します。今日は議席番号5番芝和長議員の賛成を得て、議長が申されましたように議案第31号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について、委員会付託（継続審査）とすることについて動議を提出いたします。

提案理由は、皆さんのお手元に配ったとおりですが、少し私の説明を加えながら提案にかえたいというふうに思います。特別なことではなくて、ここで常識を申し述べたいというふうに思います。

午前中、さまざまの方の中には激しい質問もありましたけれども、いずれにしてもいい学校をできるだけ早くつくるために一生懸命議論をされていると、こういうふうに私は思います。そういった面からも、今回のこの臨時議会の招集がなされましたが、大変私としては悲しい気持ちで、残念な気持ちでここに立っております。学校建設、特に地域と最も密接な関係を持つ小学校の建設は、本来前向きな施策であります。喜ばしい事業であります。いつも言っておりますけれども、大多数の人がこぞって賛同し、参加できる事業でもあります。

しかし、この中部小学校建設については、ご承知のとおり混迷を深めてまいりました。原因は、中には議会のせいにするやの話も聞いておりますが、原因は計画の根幹に不合理がある

ということ、進め方の手順に不自然さがあるということ、事業説明についても丁寧さと町民の意見に耳を傾ける謙虚さが欠けていたことにあるというふうに、私は総括をしております。

本格的な町長による提案から丸1年、紆余曲折の末に、今年3月議会において現地建設を前提とする設計関連の予算案が1票差による表決によって決着を見ました。皆さんご存じのとおりです。その後は、町当局としてもこの混迷を深めた原因について十分総括をして、せめて自然で合理的な手法がとられるかと期待をして見ておりました。しかし、今回もまたこれまでと同じ納得しがたい手法がとられております。すなわち、午前中に北山議員からも指摘がありました臨時会の乱用であります。皆さん覚えておいででしょうか、平成21年12月8日に定例会を控えておりました。そのとき緊急性は認められなかったにもかかわらず、いわゆる町民グラウンド建設案が11月30日の臨時議会にかけられ、審議不十分で継続審査となりました。次に、翌々日には定例会が開催される日程が決まっていたにもかかわらず、平成22年3月2日に臨時会が招集され、いわゆる修正C案がまたもや審議不十分で継続審査となりました。これも皆さんご存じのとおりです。そして、今回もまた9月定例会を間近に控えたこの時期に臨時会が招集されました。ご承知のとおり、臨時会は会期がほぼ1日であります。そこでは一般質問は認められません。すなわち、十分な審議が期待できないということでもあります。先ほど吉本議員の質問を聞かれておってわかりますように、十何項目も一緒に聞かないと制限がかかって質問ができないと、こういうことがございます。臨時議会とはそういう性質を持っております。つまり、一般質問ができない、十分な検討ができないと、そういう特質がございます。中部小学校建設に関してこれだけ臨時会が頻繁に行われれば、臨時会のこのような性質を逆手にとった議論封じではないかと疑いたくもなります。町民の願いというのは、この中部小学校については早期の着工はもちろんであります。これもしかしることながら、竣工の時期が、完成の時期がおくれないことにあるというふうに私は思います。このようなことが繰り返されていけば、また本件については不要な混迷が出てくる。結局は学校の竣工がおくれるのではないかと危惧をいたしております。悲しく、残念な気持ちでここに立っております。

ところで、臨時会の招集権は町長に属するところでありますが、その要件は議会の議決を要する案件があつて、次の定例会まで待つわけにはいかないような場合となっております。今回の案件に臨時会を招集するほどの緊急性は、先ほどから質問にありましたようにないと考えられます。ただ、答弁に出てきたのは学務課の日程に従ったという町長の答弁がございましたが、招集権があるのは町長であります。町長はやっぱり自分のその考えに従って議会の招集をすべきではないかと、そういうふうに思います。

しかも、今回はこの1カ月以内に定例会が予定されております。いわゆる9月議会ですね。それから、その次には次期の町政のリーダーシップをとる人を決めるべき町長選挙がございます。この町民の税の使い道の妥当性を審議するという大切な決算審議が9月議会でございますが、これは町長選挙を理由に先送りされております。一方で、約5億円強の公共工事予算が駆け込み的に上程をされました。これらの事業予算を前倒しにしないと一大事になるというふう

には、到底考えられません。例えば、これも指摘されましたが、仮設校舎借上料予算の議決が町長選挙終了後になったとしても、仮設校舎への移転がおくれるとは考えられません。執行部提出の工程表がそれを雄弁に物語っております。先ほど指摘もありました。

次に、もう一つの補正であります中部小の北側山地と菜園の購入予算についてであります。先ほどの答弁によりますと、25日にその周辺の住民には説明をするというふうに答弁がありましたけれども、これはもう説明会ではございません。議会の議決を経て、そして町民に何かを言うときには、これはもう通知であります。説明会とは言わない。現状では、先ほどの質問から明確なように、この山地の用途がわかっておりません。不動産鑑定の結果も正確には知らされておりません。また、開発許可がおりるのか。おりたとしても、利用できる平面がどのような形状になって、どのような面積になるものかも不明であります。しかも、大切なことは同地の開発によって、その生命と財産が危険にさらされるという不安をぬぐえない、いわゆるスカイビレッジ住民の方に何の説明もなされておられません。仮設校舎の場合には、子どもたちの生命の安全に配慮するということが力説をされました。同様に、町の行政を預かる者であるならば、町民の命、財産を守るのはたとえ一人といえども、これは町行政の神聖な義務だというふうに思います。

このように、すべてがまだ不備な状況下で議会に対して予算を認めてくれというのは、町民無視であり、議会軽視以外の何物でもないと思います。つかみの予算審議をしてくれと、こういうことは通常あり得ないことであるというふうに考えます。中部小建設関連補正予算は、子どもたちの学習環境を少なくとも50年間は規定する大切な課題の一環であります。臨時会で駆け込み的に決すべき問題ではないと。定例会で十分な資料をもとに、時間をかけて検討すべきものであるというふうに考えます。町当局は、ここ大事なところですが、一日も早い着工をと言いつけてきました。それにもかかわらず、今日まで遅延してきたこの主な原因は、先ほど申し上げましたが、検討不足、行政側の手順の間違い、町民の意見に耳を閉ざすその姿勢から来ておるといふふうに思います。目指すべきは一日も早い着工もさることながら、一日も早い竣工ではないかというふうに思います。そのためには、十分な検討による準備と万人が納得する手順、町民とともに謙虚に考える姿勢によって、それは保障されるというふうに思います。特に、今回は町長選挙を間近に控えております。数億円という多額な補正であれば、町民の審判の結果を待って議会に諮るのが全国的な常識であり、町長としての良識ではないでしょうか。よりよい学校が早期に竣工を迎えるのは、だれしもの願いであります。そのためには、強引で拙速な着工を避けて、より広い了解を得ながら工程を進めていくことが有終の美を飾る早道ではないか、急がば回れだというふうに考えます。

以上の考え方のもとに、本件の議決は町長選挙後まで延ばすことが適当であると考えますが、継続審査の場合には次の定例会にゆだねて、しかも委員会の付託というふうに決まっておりますので、少なくともそのような手順というのはきちんと踏んでいただきたい。そういった意味で、委員会付託、継続審査、本件をそういうふうにするを提案いたします。

以上で提案を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

ただいまの動議に対して質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第31号の今説明いただきましたけれども、約5億円もの多額な補正って書いてあるんですが、この補正は9,000万円ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それはちょっと正確を欠けました。5億円と言ったときには、役場の耐震工事もこの臨時議会の中に入っておりますので、それもちょっと含めております。正確には、私が申し述べたのは仮設校舎関連の予算ですね。これはもう債務負担行為になっておりますけれども、これも予算の一種です。それと、土地購入の約9,000万円ですね。これが多額の予算というふうなことになるものです。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） この第31号の動議は、平成22年度の菊陽町一般会計補正予算（第2号）についての委員会付託なので、その中身の補正といった場合はやはり9,000万円ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 債務負担行為であっても、これはやはり補正ではないかと私は考えております。2年間この計画からしますと、平成23年から25年まで3年間ですか、3年間でその限度額を指定してあるわけですが、それがいずれまたやっぱり23年、24年、25年というふうに計上されていくわけですから、その大枠を決めるという意味でこれは予算だというふうに私は考えています。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） そうであれば、この場合はやはりこの補正予算については9,000万円の追加と。そして、債務負担行為で3億550万8,000円と1,369万2,000円上げてありますけれども、債務負担行為等でそういうふうを考えられてるというふうに受け取りますが、そのほうが正確ではないかと思えます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） はい、それで結構です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これからこの動議に対する討論を行います。

討論ありませんか。

吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 反対討論の声が上がりませんので、私は今、甲斐議員の議案第31号について賛成の立場で討論をいたします。

4点ちょっとひっかかる点があります。

先ほど質疑の中でもいろいろ言ったんですが、小学校建設検討委員会答申が活かされていない状況であり、土地利用計画が確定しておらず、本来であれば開発許可がおりた段階で用地取得契約をするのが筋ではないかと。これが1点目です。

2点目。測量調査等に関し反対しますという立場の山林の北側の隣接地の方々のご理解も得ず、一方的に町主導で事業を進められるやり方は、町の事業の進め方ではないと。これが2点目。

3点目。飛び地の土地利用が学童保育用地であれば、福祉課の管轄であり、学校用地ではないと。計画をはっきり示していただきたいと。

4点目。みんな一緒なんですが、甲斐議員のこの中に含まれている状況だと思いますが、これだけの予算が伴う案件を臨時議会で結論を出すべきではないと。

以上の4点をもちまして、甲斐議員の提案に関して賛同するものであります。

以上です。

○議長(吉村豊明君) ほかに討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 議案第31号ですけれども、私も継続ということには賛成をしますが、ここの一番最後のほうに本件の議決は町長選挙後まで延ばすことが適当であると考えというのには、ちょっと賛同できないということを一言述べておきたいと思います。やはり、私たちがやってるいろんな議論は町民の負託にこたえるということですから、町長選挙後まで延ばすとか延ばさないとかということではなくて、やはりこの議案をしっかりとまだ不十分であるし、町民の理解もまだ得るのに努力が要るのではないかとということで、次の定例議会に継続することが趣旨であって、これは私自身の考えでは必要ない文言ではないかというふうに思いますので、そのことは述べたいと思います。

それから、学務課や非常にこれだけ混迷した中で非常に努力をされて、いろんな準備をされてるっていうのは私は述べませんでしたけれども、かなり努力をされてると思いますので、その点はここで一言、また頑張って、やはり町民の負託にこたえるようにぜひ引き続き努力をお願いしたいということを述べて、賛成とします。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 反対討論の方はおられませんか。

川俣鐵也君。

○10番(川俣鐵也君) 甲斐議員のこの一般会計補正予算についての委員会付託についての動議

ですけど、これについては反対の立場で討論をさせていただきます。

もう皆さん方もご存じのとおり、この件について私は文教厚生常任委員長という役柄で、この文教常任委員会、去年引き継いだときから大いに問題になっておりました。それで、確かにいろんな意味で学校建設、総論的には小学校を新しく建てることについては皆さん反対することはないと。しかしながら、そのやりようには私も文教厚生常任委員会の委員長としても、しっくり納得がいかない部分も多々あったことは事実です。しかしながら、この議論を約1年近く私たち委員会も十数回、これについては皆さん方のその議論を十分出尽くすまでさせていただいて、もう詳しくは申しませんが、二転三転した結果、現地修正案でないともまとまりができないということで提案を受けて、確かに1票差ではありましたが、現地一番問題になっていた絶対的な敷地が不足しとると。だから、少しでも敷地を拡張するという条件のもとに山林にしろ、飛び地にしろ、使い勝手はどうあるにしろ、現地決定したからには、少しでも小学校を快適に実現させるために敷地拡張をするということで賛同を得たものと思っております。

ですから、今回こうやって予算が出てきましたが、何も早急な、急いで臨時会で決着をつけることじゃないと動議を出される方初め議員おられますけど、これは決して拙速に出しとるわけではない。議決が決まって早く安全な小学校をつくるためにスケジュールも立てて、私たちの委員会にも、全員協議会にも皆さん説明がありました。その状況の中で、できるだけスムーズにいくためには時間的な制約があるからということで、臨時会で今日出ていると思います。ですから、これをまたもと、1年前と同じようにこの問題で私たちの委員会に再度付託をされるといっても、議論のしようがないと。やはり、いろんな混乱の中で1年間かけてそれぞれ皆さん苦渋の選択をされたと思いますが、その状況で結論が出たからには、基本計画及び建設検討委員会に任せて進めようじゃないかということは、私たち議会では了承したはずです。ですから、それにのっとって私は粛々と進めていただきたい。また、たとえあの山林ががけ地であると。せっかくあの上に新築をされて、とわの住みかとして居住された方々が不安に思われとると。これは解決してやらなければなりません。しかしながら、その解決もただいたずらに不安をあおるだけじゃなくて、やはり今家が建っておりますけど、緩衝帯の山林が残ります。そして、近代土木技術で土砂滑り、その他開発行為の許可をもってしか開発がでけんわけです。だから、実際そういう行為をクリアしないとできないと。これは住民の皆さん方にもしっかりと説明をすべき。何も危険をあおるだけじゃない。やはり、一番大事なのは、これだけ菊陽町を騒がせて1年間議会も執行部も本当に住民からは不信だらけ、そういう中で結論を出して、そしてあとは小学校の建設検討委員会に皆さんお任せしたわけですから、議会からも公平に判断してもらうために本当は2人ぐらい出したかったけど、議会から出さないでフェアにこうよということで、10人の委員の方で検討をしていただいております。ですから、私はそういう意味で一度やっぱり議決として執行部の提案に対して議論をし尽くして結論を出したからには、やはり粛々と見守るのが議会、私たちの議員の役目だと思いますので、今のこの甲斐議員の動議については賛成しかねます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから甲斐榮治君外1名から提出されました文教厚生常任委員会に付託し、継続審査とすることの動議について採決を行います。

この動議のとおり委員会へ付託し、継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成少数です。

（「もう一回数えて」の声あり）

賛成少数です。したがって、文教厚生常任委員会へ付託し、継続審査とすることの動議は否決されました。

継続審査の動議が否決されましたので、これから原案に対し討論、採決を行います。

討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） ただいま動議に対して否決されましたのを受けまして、やはりいろいろ不備な点とか心配な点とか不安な点ありますけれども、そういうのは執行部が答弁しておられるように、さらに私たち議会が議員でも議会でも可能な限り前に進むようなお手伝いができればそういうことも進めていきながら、一刻も早く安心・安全で生活ができるように、学務課から示された工程表にのっとなって進めていただきたいという思いで、賛成討論といたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第31号平成22年度菊陽町一般会計補正予算について、私は先ほど午前中から述べていますように、やはり今回この議決をすれば、関係町民の方はもう既に決まったものということで進められてしまうということに、やはり多大なる不安を持っておられると思います。ですから、可決されたとしても、本当にその開発や工事等によって家が傾斜するとか、そういうことが起きた場合にきちんと町として説明だけではなくて、それに対する補償や対応などをきちんとしていただくということが求められてくると思いますので、午前中と同様慎重に進めていただきたいということを述べて、この予算には反対するものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 議案第31号に賛成討論をいたします。

この中部小学校の問題については、昨年1年間もめにもめて継続審議を2回実施いたしました。各小学校のPTAの関係者と懇談した折に、子どもをなおざりにしていると。そういった状

況が出て、3月議会においてもうここで決めなければいけないということで9対8だったけれども、可決したわけでございます。それから粛々進行して、それから約5カ月、やっと臨時議会において予算が用地取得に関して出ましたけれども、これは一応予算であって、これから先がいろんな問題を執行部が解決していかなければならないと思いますけれども、いずれにしても予算を可決していろんな問題を前に進んでいかなければ、やはり学校というものはでき上がってからも、仮設にしても夏休み期間しか移動できないので、一日も早く余裕を持ってやっていくべきだと私は思って、この議案に対して賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 議案第31号に対してやはり先ほどの質問の中にも言いましたように、ある意味反対の立場で討論させていただきたいと思います。

僕は仮設校舎を早くつくるってということについては、実は賛成でした。そのことは学務課の皆さんのほうにも申し上げていたとおりです。気持ちは賛成討論する人も反対討論する人も、子どもたちの命の安全を守ることについては、もうみんな同じ考えでいるんですよ。ただ、先ほどの川俣委員長、それから今の梅田運営委員会の委員長のその討論を聞いていると、何か一つ誤解をされてるんじゃないかなと、そういう感じがします。私たちが、特に私がですが、この問題に対して子どもたちの安心・安全を確保するその末端の日ですよ。完成した日にちを延ばそうとして、この動議を甲斐議員も出してるわけでもないと思いますし、私もそういう意味で質問したわけじゃありません。臨時議会というのは1日でもって終わってしまう。その中で必要な質疑がされていないことに対して、この町のこの本会議を運営していく姿に問題があるのではないかというのが僕の先ほどの質問の趣旨です。仮設校舎についても先ほど言いましたように、その学務課のほうから出されている日程では4月の末に完成予定です。今、梅田議員が言われたように引っ越しは夏休みということであれば、5、6、7月、その3カ月余り空き家で仮設校舎が存在する。あと少しで9月の定例議会がある、そのやむを得ない緊急な用という意味の臨時議会を開く意味があるのかというのが私の質問です。そのことと、何か今ここを継続を決めるとしたことが、子どもたちの安心・安全にその日程が後ずさりしていくという、何かそこに結びつけて討論されたというのは問題の本質を理解されていないのか、故意にその論点をずらした討論なのかわかりませんが、非常に同じ議員として私は残念に思います。

議会というのは町民の皆さん方から負託を受けて、私たちは声の出る限り、考えの出る限り検討を進めるべきでしょう。今さら委員会に付託されても検討のしようがないというんだったら、議員は即刻おやめになるべきでしょう。住民の皆さん方が願うことを検討し、そのために頭の絞りを絞って対案を出していったりする、それが私たちの仕事じゃないですか。そのことをも含めて、何かごみ捨てにぼんと投げ捨ててしまうような言い方をされるのであれば、我々は何のために歳費をいただいているんでしょうか。私は臨時議会で物事を行うということについ

て反対をいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 私は先ほど甲斐議員の提案に対しまして賛成の立場で4項目を申し上げたんですが、例えば山林を4,500平米ぐらいですか、町が購入すると。確かに、開発行為を通過してから、基準に合うような開発行為をクリアするから心配ないですよという意見もあるかもしれませんが、やっぱり開発行為をして、あくまでも余裕を見たところでの開発行為というふうになりますので、無駄な用地とは言いませんが、余分な用地というのも今の現状で計画をしていくならば、当然出てくるのが考えられませんかというのが1つ。

何のためにその駐車場88台ほど必要なのかと。今まで何台の駐車台数があつたのかと。運動会するときだけ駐車台数をふやしても、果たして本当に価値があるのかなあと。それから、飛び地に関しましても開発行為といいますと、学校の用地としての開発行為であります。それが全く学童保育ということで福祉関係の用地になりますと、その辺がどうなるのか。あとでまた、学校用地から福祉関係の用地に切りかえるという作業も当然出てくると考えます。

そのようなことを考えますと、甲斐議員の提案のようにあくまでも臨時議会で答えを早急に出すのではなくて、9月の定例議会で検討したらいかがですかという提案ですから、その辺を考えれば私はこの議案に関しては反対という立場で討論をいたしておきます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 賛成の立場で討論を行います。

いろいろと言われておりますが、この臨時議会のみでいろいろ議論をするかのように言われますが、これまでに委員会なり、全協なり、多くの日数や時間を費やして議論をしてきた問題ばかりだと思います。ここに来て改めて10項目なり、14項目なり新しいそういった問題が出てきたとは私は決して思いませんし、先ほど言われましたように議会軽視も甚だしい。私たちは議員として最初に出たとき町民の負託を得て、町の行政は町長と私たち議会がともに行う2院制であるかと思えます。議会はちゃんとしたこう、議員は住民の負託を得て自信を持ってやるべきであるかと思えます。今、皆さんそれは当たり前のことかもしれません。住民の方々の意見を聞いて、やはりいいようにするのがもっともかと思えます。しかし、賛成する住民の方もいらっしゃるし、それに反対される住民の方もおります。それぞれの立場や意見で違うかと思えます。それらを踏まえてちゃんとした今までの自分たちの生き方、生きざまをもって判断するのが、私たちの議員の務めだと思います。それをせんで、ちゃんとここにたった1時間だけだからというのは、私は納得がいきませんし、やはりこれまでも随分と時間を費やして議論をしてきましたし、いろんな方々と私たちも話をして今日の結論に至ったと思えます。一つの例をとるならば、そのスカイビレッジですか、あの山地にしましても駐車場用地、ただただ駐車

場用地だけと言われますけれども、私たち近隣の者、道路を使用する者からすれば、かねがね運動会なり、授業参観なり、いろいろな会合のときに駐車されるときは大変な迷惑をこうむっております。大きい車は通ることもできません。住民の方はよくそれもわかって言われているかと思えますけれども、ただただ駐車場がないからでなくて、近隣に私たち利用する者からすれば、大変な迷惑をこうむっております。それを少しでも和らげるために駐車場も併設する。そして、検討委員会で考えるというなら、それが一番いいかと思えます。

そういったことで、また山地におきましても、そういった防空ごう跡があって大変危険であるならば、この際調査をして、十分な補強なり、適当な処置をして安全に皆さんが思われるような処置をすれば、これにこしたことはないではないですか。私はそういうことで、今回のこの件に関しましては賛成するものとして意見を申し上げました。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 私は議案第31号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について反対の立場で討論をいたしたいと思えます。

今、もう1年間もずっとこの問題でもめてきたではないか、いろんなことを討議してきたではないかというのが賛成の方たちの意見として出てきてますけれども、だからこそ、だからこそ前のこの混迷した状態に学ばなければ意味がないと私は思えます。特に、その中で先ほどから出ておりますが、例えば説明会、説明会と町はおっしゃいますが、この説明会もいつも何かが決まってしまった後通知をする形で行われている。だから、こういうものを我々は認めがたい。やっぱり、菊陽町の民主的な運営を考えるならば、説明会等については特に町民のこの意見、一番その民主主義の根幹に当たる部分ですから、十分な準備をして、そして早くから説明を行うべきだというふうに考えます。これをこのまんまこの議案を認めるならば、私たちは今までのこのような説明のやり方も全部議員として認めていくということになるわけなんです。

それからもう一つは、この臨時議会ですね、指摘をしました臨時議会です。先ほど言いましたように、3回これを町長は招集されております。定例会をすぐ間近に控えているのにもかかわらず、臨時会をなぜこんなにたくさんせにやいかんのか。それは賛成の議員の方がいろいろおっしゃいましたけれども、今後またこのようなことを許されますか。

（「……」の声あり）

いや、あなたに聞いているんじゃないです。

（「……」の声あり）

言葉には少し気をつけていただけますか。

この臨時議会のあり方ですね。定例会を控えているのに臨時議会と。先ほど申しましたように、臨時議会では十分な審議ができません。何回も言いますが、先ほど吉本議員がされたように、質問をするにはこの多大な項目あたりを一遍にこうせんといかん。分けてしたら理解がい

くんですが、一遍に十何項目もやらにやいかんということになれば、なかなかこれは議論が集中してできません。理解もしづらい。そういうことが臨時議会であります。これは一般質問が許される定例会であれば、十分その辺のやりとりはできるかと思えます。

結局、この3回も行われたこのことを議員の皆さんはしっかり考えてほしいというふうに思っています。3回も定例会の直前に臨時議会が行われた。これは尋常のことではありません。そのことを今後も認めることにしてはいけないというふうに考えます。

それからもう一点、これは先ほども私は提案者の立場でしたから、質問しませんでした。基本設計と、それから検討委員会が並行して進むような形になっております。それも有り得るかという気はしますが、実際は例えばこの基本設計という場合には業者に入札をしてもらわにやいかんですね。そのためには、仕様書を出さなければ設計業者は仕事ができないはずで。学校の面積であるとか、あるいは校舎の形状であるとか、プールはどこに置くとか、体育館はどこに置くとか、そういったことをちゃんと出さなければ基本設計はできないし、見積もりもできないというふうに思っています。これから見ると、どうも基本設計のその入札の通知をした日と、それから検討委員会が実際に立ち上がった日とほぼ一緒ぐらいではないか。そうすると、これはどうしても検討委員会、検討委員会とおっしゃってますが、基本設計がリードする形でいってるんじゃないかという疑念を持ちます。ところが、実際は検討委員会の検討を受けて、基本設計をやるというのがこの検討委員会の精神としても書かれておると思っています。こういったことも、この予算を認めてしまえば我々議員は目をつぶるということになります。それは今後の菊陽町の議会のあり方、町政の進め方、その辺にとって大変なマイナスであると思えますので、私はこの予算については反対をいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時30分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会議員 佐 藤 竜 巳

菊陽町議会会議録
平成22年第3回8月臨時会

平成22年8月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話(代)(096) 232-2111
議会事務局TEL(096) 232-4919